

# 単価契約書(案)

令和 年 月 日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙

甲と乙とは、2t積車継続検査・定期点検(単価契約)(以下「車検等」という。)について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、次に規定する契約期間中、甲の指示により別紙仕様書に定める車検等を実施し、甲は、その代金を次に規定する契約単価により乙に支払うものとする。

契約期間 令和6年5月1日 から 令和7年4月30日 まで

契約単価 別紙単価表のとおり

第2条 乙は、国土交通省令その他の法令で定める車検等に係る基準に基づいて甲の指定する期限までに車検等及び納車を完了し、甲の業務に支障を来さないようにしなければならない。

第3条 乙は、特別な理由により納車を遅延するおそれが生じたときは、直ちにその理由を付して甲に報告し、納車期限の延長について、甲の承諾を得なければならない。

第4条 乙は、前条の規定により甲の承諾を得た場合を除き納車を遅延した場合は、当該遅延に係る車検等の代金の100分の1に相当する額に納車期限の翌日から納車完了の日までの日数を乗じて得た額の違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が代金を支払う際にこれを徴するものとする。ただし、甲においてやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

第5条 乙は、納車に当たり甲の指定する検査員の検査を受け、合格しなければならない。

2 甲は、必要があると認めたときは、車検等作業中の車両について必要な監督又は指示を行うことができる。

第6条 乙は、前条第1項の規定による検査に合格した車検等について甲に代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に乙に代金を支払わなければならない。

第7条 乙は、契約保証金として金\_\_\_\_\_円を甲に納付する。甲は、履行後、甲の検査に合格したときは、乙の請求により返還する。契約保証金には、利息を付けない。

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、催告をしないで直ちにこの契約を解除し、指名を取り消すことができる。

(1) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が、甲の承諾なくしてこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に委任又は譲渡したとき。

(3) 乙が、この契約について詐欺その他不正の行為をしたとき。

(4) 乙が、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。

2 前項の場合において、甲の受けた損害がある場合は、乙は甲にその損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、甲が決定する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除によって損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

第9条 検査等(入庫及び納車を含む。)に係る一切の費用及びそれにより生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合は、この限りでない。

第10条 この契約に要する一切の経費は乙の負担とする。

第11条 この契約締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により物価の変動を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認めるとき、又は甲が必要と認めるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

第12条 この契約に定めない事項については、呉市契約規則によるほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙が各1通を保管する。